

芝生墓所使用許可申請書

年 月 日

東神楽町長 様

ふりがな				生年月日
申請者氏名				年 月 日
現住所	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	電話番号 () -
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	携帯番号 () -
本籍地				
その他の連絡先	住所	氏名	続柄	電話

下記の墓所を使用したいので、東神楽町墓地条例第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、墓地を使用するにあたり、東神楽町墓地条例、東神楽町墓地条例施行規則、東神楽町墓地等管理使用説明書その他の法令及び管理者から付された条件を順守します。また、使用許可には、東神楽町墓地等管理使用説明書のとおり取消条件等が付されていることを承知しています。

区画番号	芝生墓所	区画	番	使用年数	<input type="checkbox"/> 20年・ <input type="checkbox"/> 30年・ <input type="checkbox"/> 40年
焼骨の改葬先となる合葬墓の種別				<input type="checkbox"/> 大雪霊園合葬墓・ <input type="checkbox"/> ガーデニング合葬墓（追加料金あり）	
墓所使用料				円	東神楽町墓地条例に規定する使用料及び管理手数料をいう。
管理手数料				円	墓所使用料は、合葬墓使用料及び墓石撤去費用を含む。
墓所使用料追加料金				円	ガーデニング合葬墓を選択した場合の追加料金（172,000円）
合計				円	

※添付書類 申請者本人の住民票の写し（本籍・筆頭者の記載要す）

(代理人) 住 所.....

氏 名.....

電話番号.....

【同意事項】

- 芝生墓所使用期間終了日から墓石その他附属物（副葬品含む）一切の所有権は、町へ帰属されます。
- 芝生墓所使用期間終了日から、当該使用区画に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は町となります。
- 芝生墓所使用期間終了後、当該使用区画に埋蔵された焼骨は、町が墓所使用者に代わり、本申請において指定された合葬墓へ改葬され、当該区画に設置されていた墓石は、町において撤去されます。
- 芝生墓所納骨時には納骨届出を遅延なく行う必要があります。
- 納骨届出を経ずに納骨された焼骨は、大雪霊園の合葬墓へは改葬できないとともに、大雪霊園無縁墓へ改葬される場合があります。
- 一度納付した墓所使用料及び管理手数料は、使用許可期間の途中で墓所の返還をした場合でも返金を受けることはできません。また、墓所使用料に含まれる合葬墓使用料は、合葬墓を使用することがなかった場合であっても返金を受けることはできません。
- 芝生墓所納骨時には、合葬墓改葬にかかる同意書の提出が必要となり、同意をいただけない場合は納骨することはできません。
- 当該区画に埋蔵された焼骨が合葬墓へ改葬された場合、いかなる場合も返還することはできません。
- 芝生墓所使用期間更新にかかる料金は、今後の物価変動や消費税率の変更にともない改定になる場合があります。
- 親族間において諸問題が発生した場合は、墓地管理者たる町には一切の責任を求めず、親族間で協議のうえ、解決するものとします。

上記内容に同意した上で芝生墓所の使用申請をいたします。

申請者署名

⑩

※上記事項に同意いただけない場合は、芝生墓所の使用を許可することはできません